

ID: 206

担当部署: 都市整備課

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町法定外公共物管理条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第8号		
【基準】 第9条の規定による。 (占用料の不還付) 第9条 既納の占用料は、還付しない。ただし、第14条第2項の規定により占用等の許可を取り消した場合は、その翌月分以後の占用料を還付することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日